

介護保険料の納め方は、「特別徴収」と「普通徴収」の2種類です

特別徴収	
対象者	4月1日現在、老齢・退職年金を年額18万円以上受給している方
納め方	年金から天引き。 (老齢福祉年金は除きます。)



4月	6月	8月	10月	12月	2月
← 仮徴収期間 →			← 本徴収期間 →		
通常4月・6月・8月は2月と同額が天引きされますが、6月と8月の金額は増減する場合があります。 (6月・8月の金額に変更がある場合には、仮徴収額変更通知書(ハガキ)をお送りします)			その年度の保険料の額を算定し、その額から仮徴収期間に納めていただいた額を差し引いた残額を3回に分けて天引きされます。 (7月上旬に保険料決定通知書(ハガキ)をお送りします)		

普通徴収	
対象者	4月1日現在、老齢・退職年金の受給が年額18万円未満の方など
納め方	送付される納付書により、個別に納付。 (納付には口座振替が便利です。)



	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
← 確定期間 →								
その年度の保険料の額を算定し、7月～2月の各月で納付します。 (7月上旬に保険料決定通知書(納付書)をお送りします)								

※年金が年額18万円以上(年金から天引き)の方でも下記に該当する方は、納付書での納付となりますのでご注意ください。

●年度の途中で65歳になる方
●年度の途中で他の市町村から転入した方



<ul style="list-style-type: none"> ・年金から天引き(特別徴収)になる(原則、おおむね6ヶ月後)までは納付書(普通徴収)で納めます。年金天引きが開始される方には、事前に通知をお送りします。 ※年金からの天引き開始時期については、年金保険者(厚生労働省、共済組合等)の事務処理等の都合により、上記とは異なる場合があります。

●所得段階が変わった方



<ul style="list-style-type: none"> ・保険料が増額になったときは、その分を納付書(普通徴収)で納めます。 ・保険料が減額になったときは、翌年度の9月まで納付書で納めることとなります。
--

●年金が一時差止になった方(現況届の提出遅れなど)
●年金を担保に借入されている方



<ul style="list-style-type: none"> ・天引できなかった保険料を納付書(普通徴収)で納めます。 ※借入されている場合は、返済金額にかかわらず納付書で納めることとなります。
